

## 届け出等について

牛舎や堆肥舎を建てる場合、届出等が必要な場合や留意事項があります。  
例としてまとめましたので、ご覧ください。

(参考)

畜舎・堆肥舎の建設にあたっては建築基準法による確認申請が必要となりますが、一定条件を満たすと緩和基準が適用され、建築コストを低減することが可能です。

### 【届出等の一覧表】

主な内容	概要	関係法規	相談窓口
畜舎や堆肥舎を建てる土地が農地の場合	市街化区域外で、4ha以下の農地を農地以外のものにするためには各市町村の農業委員会の許可が必要	農地法	各市町村の農業委員会
牛舎を建てる場合	事前に水質汚濁防止法に係る特定施設設置の届出が必要(牛房の総面積200平方メートル以上の場合)	水質汚濁防止法	各保健所 松江市環境保全課
家畜を飼養する場合	知事が指定した区域で、牛1頭以上の家畜を飼養する場合、許可申請が必要な場合あり	化製場等に関する法律	各保健所
土地の形質変更を行う場合	一定規模(3,000平方メートル)以上の土地の形質の変更を行う場合は、事前の届け出が必要	土壌汚染対策法	各保健所 松江市環境保全課
畜舎を建てる場所によっては許可や届出が必要	農業振興地域内の農用地区域である ○河川区域内である 河川法 ○海岸保全施設等である 海岸法 ○森林の保安林内である 森林法 ○自然公園内である 自然公園法 ○指定湖沼、指定地域である 湖沼水質保全特別措置法 ○埋蔵文化財包蔵地である 文化財保護法 その他	農振法	各市町村の農振担当課
埋却地の準備	口蹄疫等の家畜伝染病が発生した場合、迅速に収束させるために飼養家畜を処分し、埋却する。そのため、埋却地等は家畜の所有者があらかじめ準備する	家畜伝染病予防法	各家畜保健衛生所
堆肥を肥料として生産および販売する	家畜の排せつ物や堆肥を肥料として生産および販売する場合(他者へ無償譲渡する場合も)届出が必要	肥料取締法	農畜産課農畜政グループ
堆肥舎を建てる場合	畜産業を営む者が遵守すべき家畜排せつ物に関わる管理基準	家畜排せつ物法	隠岐支庁・各農林振興センター
牛舎の継承等	補助事業により取得した財産の有無	補助金適化法	隠岐支庁・各農林振興センター